

【別添1】

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○	労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）	【公布の日施行】	1
○	労働安全衛生法施行令（抄）（第二条関係）	【令和七年四月一日施行】	2
○	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）	【公布の日施行】	43

○ 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）（抄）（第一条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～四十六（略） 四十七 削除 四十八～百八十八（略） 百八十九 削除 百九十～三百二十（略） （削る） 三百二十一～三百二十三（略） 三百二十四 削除 三百二十五～三百五十九（略） 三百六十 削除 三百六十一～五百四十五（削る） 五百四十六～五百九十三（略） 五百九十四 削除 五百九十五～六百三十三（略）</p>	<p>別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物（第十八条、第十八条の二関係） 一～四十六（略） 四十七 三―イソプロポキシ―ニトリフルオロメチルベンズア ニリド（別名フルトラニル） 四十八～百八十八（略） 百八十九 酸化アルミニウム 百九十～三百二十（略） 三百二十の二 水素化ビス（ニ―メトキシエトキシ）アルミニウ ムナトリウム 三百二十一～三百二十三（略） 三百二十四 ステアリン酸亜鉛 三百二十五～三百五十九（略） 三百六十 四・五・六・七―テトラクロロ―・三―ジヒドロペ ンゾ「c」フラン―ニ―オン（別名フサライド） 三百六十一～五百四十五（略） 五百四十五の二 ポルトランドセメント 五百四十六～五百九十三（略） 五百九十四 ニ―メチル―N―「三―（ニ―メチルエトキシ）フ エニル」ペンズアミド（別名メプロニル） 五百九十五～六百三十三（略）</p>

改正案	現行
<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、 hafnium、マンガン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Z七二五二（GHS）に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの</p> <p>イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物</p> <p>ロ 前号に掲げる物</p> <p>ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの</p> <p>三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）</p> <p>四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>（名称等を表示すべき危険物及び有害物）</p> <p>第十八条 法第五十七条第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。</p> <p>一 別表第九に掲げる物（アルミニウム、イットリウム、インジウム、カドミウム、銀、クロム、コバルト、すず、タリウム、タングステン、タンタル、銅、鉛、ニッケル、白金、hafnium、フェロバナジウム、マンガン、モリブデン又はロジウムにあつては、粉状のものに限る。）</p> <p>（新設）</p> <p>二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの</p> <p>三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物（同号8に掲げる物を除く。）で、厚生労働省令で定めるもの</p>

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)
第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
- 二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもの
で厚生労働省令で定めるもの
- イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物
- ロ 前号に掲げる物
- ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの
- 三 前二号に掲げる物を含有する製剤その他の物(前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。)
- 四 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係)

- 一 アリル水銀化合物
- 二 アルキルアルミニウム化合物
- 三 アルキル水銀化合物
- 四 アルミニウム及びその水溶性塩
- 五 アンチモン及びその化合物
- 六 イソトリウム及びその化合物
- 七 インジウム及びその化合物
- 八 ウラン及びその化合物
- 九 カドミウム及びその化合物
- 十 銀及びその水溶性化合物

(名称等を通知すべき危険物及び有害物)
第十八条の二 法第五十七条の二第一項の政令で定める物は、次のとおりとする。

- 一 別表第九に掲げる物
(新設)
- 二 別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの
- 三 別表第三第一号1から7までに掲げる物を含有する製剤その他の物(同号8に掲げる物を除く。)で、厚生労働省令で定めるもの

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係)

- 一 アクリルアミド
- 二 アクリル酸
- 三 アクリル酸エチル
- 三の二 アクリル酸二―(ジメチルアミノ)エチル
- 四 アクリル酸ノルマル―ブチル
- 五 アクリル酸二―ヒドロキシプロピル
- 六 アクリル酸メチル
- 七 アクリロニトリル
- 八 アクロレイン
- 八の二 アザチオプリン

- 十一 クロム及びその化合物
- 十二 コバルト及びその化合物
- 十三 ジルコニウム化合物
- 十四 水銀及びその無機化合物
- 十五 ず及びその化合物
- 十六 セレン及びその化合物
- 十七 タリウム及びその水溶性化合物
- 十八 タングステン及びその水溶性化合物
- 十九 タンタル及びその酸化物
- 二十 鉄水溶性塩
- 二十一 テルル及びその化合物
- 二十二 銅及びその化合物
- 二十三 鉛及びその無機化合物
- 二十四 ニッケル及びその化合物
- 二十五 白金及びその水溶性塩
- 二十六 ハフニウム及びその化合物
- 二十七 バリウム及びその水溶性化合物
- 二十八 砒素及びその化合物
- 二十九 弗素及びその水溶性無機化合物
- 三十 マンガン及びその無機化合物
- 三十一 モリブデン及びその化合物
- 三十二 沃素及びその化合物
- 三十三 ロジウム及びその化合物

- 九 アジ化ナトリウム
- 十 アジピン酸
- 十一 アジポニトリル
- 十二 亜硝酸イソブチル
- 十三 アスファルト
- 十四 アセタゾラミド (別名アセタゾールアミド)
- 十五 アセチルアセトン
- 十六 アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)
- 十七 アセトアミド
- 十八 アセトアルデヒド
- 十九 アセトニトリル
- 二十 アセトフェノン
- 二十一 アセトン
- 二十二 アセトキシアノヒドリン
- 二十三 アセトンチオセミカルバゾン
- 二十四 アニリン
- 二十五 アニリンとホルムアルデヒドの重縮合物
- 二十六 アフラトキシン
- 二十七 アミド硫酸アンモニウム
- 二十八 ニーアミノエタノール
- 二十九 ニーアミノエタンチオール (別名システアミン)
- 三十 N-(ニーアミノエチル)ニーアミノエタノール
- 三十一 三ーアミノNーエチルカルバゾール
- 三十二 四ーアミノ六ーターシャリーブチルニーメチルチオ
- 三十三 一・二・四ートリアジン五 (四H)ーオン (別名メトリブジン)
- 三十四 三ーアミノ一Hー一・二・四ートリアゾール (別名アミトロール)
- 三十五 四ーアミノ一三・五・六ートリクロロピリジンニーカルボン酸 (別名ピクロラム)
- 三十六 (S)ーニーアミノニー三ー[四ー]ビス(ニークロ

- ロエチル) アミノ] フェニル] プロパン酸 (別名メルファラン)
- 二十四の三 二—アミノ—四—「ヒドロキシ (メチル) ホスホリ
ル」ブタン酸及びそのアンモニウム塩
- 二十五 二—アミノピリジン
- 二十五の二 三—アミノ—一—プロペン
- 二十五の三 四—アミノ—一—ベータ—D—リボフラノシル—
・三・五—トリアジン—二—(—H) —オン
- 二十六 亜硫酸水素ナトリウム
- 二十七 アリルアルコール
- 二十八 一—アリルオキシ—二・三—エポキシプロパン
- 二十八の二 四—アリル—一・二—ジメトキシベンゼン
- 二十九 アリル水銀化合物
- 三十 アリル—ノルマル—プロピルジスルフィド
- 三十一 亜りん酸トリメチル
- 三十二 アルキルアルミニウム化合物
- 三十三 アルキル水銀化合物
- 三十三の二 十七アルファ—アセチルオキシ—六—クロロ—プレ
グナ—四・六—ジエン—三・二—ジオン
- 三十四 三—(アルファ—アセトニルベンジル)—四—ヒドロキ
シクマリン (別名ワルファリン)
- 三十五 アルファ—アルファ—ジクロロトルエン
- 三十六 アルファ—メチルスチレン
- 三十七 アルミニウム及びその水溶性塩
- 三十八 アンチモン及びその化合物
- 三十八の二 アントラセン
- 三十九 アンモニア
- 三十九の二 石綿 (第十六条第一項第四号イからハまでに掲げる
物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。)
- 四十 三—イソシアナトメチル—三・五・五—トリメチルシクロ
ヘキシル—イソシアネート

四十の二	イソシアン酸三・四―ジクロロフェニル
四十一	イソシアン酸メチル
四十二	イソブレン
四十二の二	四・四―イソプロピリデンジフェノール(別名ビスフェノールA)
四十三	N―イソプロピルアニリン
四十四	N―イソプロピルアミノホスホン酸O―エチル―O―(三―メチル―四―メチルチオフェニル)(別名フェナミホス)
四十五	イソプロピルアミン
四十六	イソプロピルエーテル
四十七	削除
四十八	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)
四十九	イソホロン
五十	一塩化硫黄
五十一	一酸化炭素
五十二	一酸化窒素
五十三	一酸化二窒素
五十四	イットリウム及びその化合物
五十五	イプシロン―カプロラクタム
五十五の二	イブプロフェン
五十六	二―イミダゾリジンチオン
五十七	四・四―(四―イミノシクロヘキサ―二・五―ジエニリデンメチル)ジアニリン塩酸塩(別名C I ベイシックレッド九)
五十八	インジウム及びその化合物
五十九	インデン
五十九の二	ウラン
六十	ウレタン
六十一	エタノール
六十二	エタンチオール
六十三	エチリデンノルボルネン

- 六十四 エチルアミン
- 六十四の二 O—エチル—O—(ニ—イソプロポキシカルボニル
フェニル)—N—イソプロピルチオホスホルアミド (別名イソ
フェンホス)
- 六十五 エチルエーテル
- 六十五の二 O—エチル—S—ジプロピル—ホスホロジチオ
アート (別名エトプロホス)
- 六十六 エチル—セカンダリー—ペンチルケトン
- 六十六の二 N—エチル—N—ニトロソ尿素
- 六十七 エチル—パラ—ニトロフェニルチオ—ベンゼンホスホネ
イト (別名EPN)
- 六十七の二 —エチルピロリジン—ニ—オン
- 六十八 O—エチル—S—フェニル—エチルホスホノチオロチオ
ナート (別名ホノホス)
- 六十八の二 五—エチル—五—フェニルバルビツル酸 (別名フェ
ノバルビタル)
- 六十八の三 S—エチル—ヘキサヒドロ—H—アゼピン—
カルボチオアート (別名モリネート)
- 六十九 ニ—エチル—ヘキササン酸
- 七十 エチルベンゼン
- 七十の二 (三S・四R) —三—エチル—四—「(ニ—メチル—
—H—イミダゾール—五—イル)メチル」オキソラン—ニ—オ
ン (別名ピロカルピン)
- 七十一 エチルメチルケトン—ペルオキシド
- 七十一の二 O—エチル—S——メチルプロピル—(ニ—オキ
ソ—三—チアゾリジニル)ホスホノチオアート (別名ホスチア
ゼート)
- 七十二 N—エチルモルホリン
- 七十二の二 エチレン
- 七十三 エチレンイミン
- 七十四 エチレンオキシド

七十五	エチレングリコール
七十五の二	エチレングリコールジエチルエーテル(別名一・二 —ジエトキシエタン)
七十六	エチレングリコールモノイソプロピルエーテル
七十七	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソ ルブ)
七十八	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別 名セロソルブアセテート)
七十九	エチレングリコールモノノルマル—ブチルエーテル(別 名ブチルセロソルブ)
七十九の二	エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート
八十	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロ ソルブ)
八十一	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート
八十二	エチレンクロロヒドリン
八十三	エチレンジアミン
八十三の二	N・N—エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マン ガン(別名マンネブ)
八十四	一・一—エチレン—二・二—ビピリジニウムジブロミ ド(別名ジクアット)
八十五	二—エトキシ—二・二—ジメチルエタン
八十六	二—(四—エトキシフェニル)—二—メチルプロピル 三—フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンプロックス)
八十七	エピクロロヒドリン
八十七の二	エフェドリン
八十八	一・二—エポキシ—三—イソプロポキシプロパン
八十九	二・三—エポキシ—一—プロパナル
九十	二・三—エポキシ—一—プロパノール
九十一	二・三—エポキシプロピル—フェニルエーテル
九十二	エメリ

九十三	エリオナイト
九十四	塩化亜鉛
九十四の二	塩化アクリロイル
九十五	塩化アリル
九十六	塩化アンモニウム
九十七	塩化シアン
九十八	塩化水素
九十九	塩化チオニル
百	塩化ビニル
百一	塩化ベンジル
百二	塩化ベンゾイル
百三	塩化ホスホリル
百三の二	塩基性フタル酸鉛
百四	塩素
百五	塩素化カンフェン(別名トキサフェン)
百六	塩素化ジフェニルオキシド
百七	黄りん
百八	四・四―オキシビス(二―クロロアニリン)
百九	オキシビス(チオホスホン酸) O・O・O・O―テトラエチル(別名スルホテツプ)
百十	四・四―オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド
百十の二	一・一―オキシビス(二・三・四・五・六―ペンタプロモベンゼン)(別名デカプロモジフェニルエーテル)
百十一	オキシビスホスホン酸四ナトリウム
百十一の二	オキシラン―二―カルボキサミド
百十一の三	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
百十二	オクタクロロナフタレン
百十三	一・二・四・五・六・七・八―オクタクロロ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ―一
百十四	H―インデン(別名クロルデン)
百十四	二―オクタノール

百十四の二	オクタブロモジフェニルエーテル
百十四の三	オクタメチルピロホスホルアミド (別名シユラーダ ン)
百十五	オクタン
百十五の二	オクチルアミン (別名モノオクチルアミン)
百十六	オゾン
百十七	オメガクロロアセトフェノン
百十八	オーラミン
百十九	オルトーアニシジン
百二十	オルトクロロスチレン
百二十一	オルトクロロトルエン
百二十二	オルトジクロロベンゼン
百二十三	オルトセカンダリーブチルフェノール
百二十四	オルトニトロアニソール
百二十五	オルトフタロジニトリル
百二十五の二	過酢酸
百二十六	過酸化水素
百二十七	ガソリン
百二十八	カテコール
百二十九	カドミウム及びその化合物
百三十	カーボンブラック
百三十一	カルシウムシアナミド
百三十二	ぎ酸
百三十三	ぎ酸エチル
百三十四	ぎ酸メチル
百三十五	キシリジン
百三十六	キシレン
百三十六の二	キノリン及びその塩酸塩
百三十七	銀及びその水溶性化合物
百三十八	クメン
百三十九	グルタルアルデヒド

百四十 クレオソート油
 百四十一 クレゾール
 百四十二 クロム及びその化合物
 百四十三 クロロアセチルクロリド
 百四十四 クロロアセトアルデヒド
 百四十五 クロロアセトン
 百四十六 クロロエタン (別名塩化エチル)
 百四十六の二 二クロロエタンスルホニルクロリド
 百四十七 二クロロ四エチルアミノ六イソプロピルア
 ミノ一・三・五トリアジン (別名アトラジン)
 百四十七の二 N—(二クロロエチル)—N—シクロヘキシル
 —N—ニトロソ尿素
 百四十七の三 N—(二クロロエチル)—N—ニトロソ—N—
 [(二R・三R・四S・五R)—三・四・五・六—テトラヒド
 ロキシ—オキソヘキサ—ニール]尿素
 百四十七の四 N—(二クロロエチル)—N—(四—メチルシ
 クロヘキシル)—N—ニトロソ尿素
 百四十七の五 二クロロ—N—(エトキシメチル)—N—(二
 —エチル—六—メチルフェニル)アセトアミド
 百四十八・四—クロロ—オルト—フェニレンジアミン
 百四十八の二 クロロギ酸エチル (別名クロロ炭酸エチル)
 百四十八の三 三—クロロ—N—(三—クロロ—五—トリフルオ
 ロメチル—ニ—ピリジル)—アルファ・アルファ・アルファ—
 トリフルオロ—二・六—ジニトロ—パラ—トルイジン (別名フ
 ルアジナム)
 百四十八の四 クロロ酢酸
 百四十九 クロロジフルオロメタン (別名HCF₂Cl—二)
 百四十九の二 クロロ炭酸フェニルエステル
 百五十 二—クロロ—六—トリクロロメチルピリジン (別名ニト
 ラピリン)
 百五十の二 一—クロロ—四—(トリクロロメチル)ベンゼン

百五十の三	クロロトリフルオロエタン (別名HCFCl ₃)
百五十一	二クロロ一・一・二トリフルオロエチルジフル オロメチルエーテル (別名エンフルラン)
百五十二	一クロロ一ニトロプロパン
百五十二の二	二クロロニトロベンゼン
百五十三	クロロピクリン
百五十三の二	三 (六)クロロピリジン一ニールメチル
一・三	チアゾリジン一ニイリデンシアナミド (別名チアク ロプリド)
百五十三の三	四 (四)クロロフェニル一四ヒドロ キシペリジン一ニール (四)フルオロフェニル
ブタン	一オン (別名ハロペリドール)
百五十四	クロロフェノール
百五十五	二クロロ一・三ブタジエン
百五十五の二	一クロロ一ニプロパノール
百五十五の三	二クロロ一ニプロパノール
百五十五の四	三クロロ一・ニプロパンジオール
百五十六	二クロロプロピオン酸
百五十七	二クロロベンジリデンマロノニトリル
百五十八	クロロベンゼン
百五十九	クロロペンタフルオロエタン (別名CFCl ₅)
百六十	クロロホルム
百六十一	クロロメタン (別名塩化メチル)
百六十二	四クロロ一ニメチルアニリン及びその塩酸塩
百六十二の二	〇三クロロ一四メチル一ニオキソ一ニH 一クロメン一七ニール〇〇ジエチルニホスホロチオアト 一六十二の三 一クロロ一ニメチル一ニプロペン (別名一 ニクロロイソブチレン)
百六十三	クロロメチルメチルエーテル
百六十四	軽油

百六十五	けつ岩油
百六十五の二	結晶質シリカ
百六十六	ケテン
百六十七	ゲルマン
百六十八	鈇油
百六十九	五塩化りん
百七十	固形パラフィン
百七十一	五酸化バナジウム
百七十二	コバルト及びその化合物
百七十三	五弗化臭素
百七十四	コールタール
百七十五	コールタールナフサ
百七十五の二	コレカルシフェロール (別名ビタミンD三)
百七十六	酢酸
百七十七	酢酸エチル
百七十八	酢酸一・三―ジメチルブチル
百七十九	酢酸鉛
百八十	酢酸ビニル
百八十一	酢酸ブチル
百八十二	酢酸プロピル
百八十三	酢酸ベンジル
百八十四	酢酸ペンチル (別名酢酸アミル)
百八十四の二	酢酸マンガン (II)
百八十五	酢酸メチル
百八十六	サチライシン
百八十六の二	三塩化ほう素
百八十七	三塩化りん
百八十八	酸化亜鉛
百八十九	削除
百九十	酸化カルシウム
百九十一	酸化チタン (IV)

百九十二	酸化鉄
百九十三	一・二―酸化ブチレン
百九十四	酸化プロピレン
百九十五	酸化メシチル
百九十六	三酸化二ほう素
百九十七	三臭化ほう素
百九十七の二	三弗化アルミニウム
百九十八	三弗化塩素
百九十九	三弗化ほう素
二百	次亜塩素酸カルシウム
二百一	N・N―ジアセチルベンジジン
二百一の二	ジアセトキシプロペン
二百二	ジアセトンアルコール
二百三	ジアゾメタン
二百四	シアナミド
二百五	二―シアノアクリル酸エチル
二百六	二―シアノアクリル酸メチル
二百七	二・四―ジアミノアニソール
二百八	四・四―ジアミノジフェニルエーテル
二百九	四・四―ジアミノジフェニルスルフィド
二百十	四・四―ジアミノ―三・三―ジメチルジフェニルメタン
二百十一	二・四―ジアミノトルエン
二百十二	四アルキル鉛
二百十三	シアン化カリウム
二百十四	シアン化カルシウム
二百十五	シアン化水素
二百十六	シアン化ナトリウム
二百十六の二	(SP―四―二)―ジアンミンジクロリド白金(別名シスプラチン)
二百十六の三	ジイソブチルアミン
二百十七	ジイソブチルケトン

二百十七の二 二・三・四・五—ジ—O—イソプロピリデン—
 —O—スルファモイル—ベーター—D—フルクトピラノース
 二百十八 ジイソプロピルアミン
 二百十八の二 ジイソプロピル—S—(エチルスルフィニルメチ
 ル)—ジチオホスフェイト
 二百十九 ジエタノールアミン
 二百十九の二 N・N—ジエチル亜硝酸アミド
 二百二十 二—(ジエチルアミノ) エタノール
 二百二十一 ジエチルアミン
 二百二十一の二 ジエチル—四—クロルフエニルメルカプトメチ
 ルジチオホスフェイト
 二百二十二 ジエチルケトン
 二百二十二の二 ジエチル—一—(二・四—ジクロルフエニル)
 —一—クロルビニルホスフェイト
 二百二十二の三 ジエチル—(一・三—ジチオシクロペンチリデ
 ン)—チオホスホルアミド
 二百二十二の四 ジエチルスチルベストロール(別名スチルベス
 トロール)
 二百二十三 ジエチル—パラ—ニトロフェニルチオホスフェイト
 (別名パラチオン)
 二百二十四 一・二—ジエチルヒドラジン
 二百二十四の二 N・N—ジエチルヒドロキシルアミン
 二百二十四の三 ジエチルホスホロクロリドチオネート
 二百二十四の四 ジエチレングリコールモノブチルエーテル
 二百二十四の五 ジエチレングリコールモノメチルエーテル(別
 名メチルカルビトール)
 二百二十五 ジエチレントリアミン
 二百二十六 四塩化炭素
 二百二十七 一・四—ジオキサソ
 二百二十八 一・四—ジオキサソ—一・三—ジイルジチオビス(チ
 オホスホン酸) O・O・O・O—テトラエチル(別名ジオキ

サチオン

- 二百二十九 一・三—ジオキソラン
- 二百二十九の二 二—(一・三—ジオキソラン—ニ—イル) —フ
 エニル—N—メチルカルバメート
- 二百二十九の三 シクロスポリン
- 二百三十 シクロヘキサノール
- 二百三十一 シクロヘキサノン
- 二百三十二 シクロヘキサン
- 二百三十二の二 シクロヘキシミド
- 二百三十三 シクロヘキシルアミン
- 二百三十四 二—シクロヘキシルビフェニル
- 二百三十五 シクロヘキセン
- 二百三十六 シクロペンタジエニルトリカルボニルマンガ
ン
- 二百三十七 シクロペンタジエン
- 二百三十八 シクロペンタン
- 二百三十八の二 シクロホスファמיד及びその一水和物
- 二百三十八の三 二・四—ジクロルフエニル四—ニトロフェニル
 エーテル(別名NIP)
- 二百三十九 ジクロロアセチレン
- 二百四十 ジクロロエタン
- 二百四十の二 四・四—(二・二—ジクロロエタン—一—ジ
 イル)ジ(クロロベンゼン)
- 二百四十の三 ジクロロエチルホルマール
- 二百四十一 ジクロロエチレン
- 二百四十一の二 四・四—(二・二—ジクロロエチン—一—
 ジイル)ジ(クロロベンゼン)
- 二百四十一の三 ジクロロ酢酸
- 二百四十二 三・三—ジクロロ—四・四—ジアミノジフェニルメ
 タン
- 二百四十三 ジクロロジフルオロメタン(別名CF₂—₁—₂)
- 二百四十四 一・三—ジクロロ—五・五—ジメチルイミダゾリジ

ン—二・四—ジオン
 二百四十五 三・五—ジクロロ—二・六—ジメチル—四—ピリジ
 ノール (別名クロピドール)
 二百四十六 ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC—一—
 四)
 二百四十七 二・二—ジクロロ—一・一—トリフルオロエタ
 ン (別名HCFC—一二三)
 二百四十八 一・一—ジクロロ—一—ニトロエタン
 二百四十八の二 一・四—ジクロロ—二—ニトロベンゼン
 二百四十八の三 二・四—ジクロロ—一—ニトロベンゼン
 二百四十八の四 二・二—ジクロロ—N—[二—ヒドロキシ—一
 —(ヒドロキシメチル)—二—(四—ニトロフェニル)]エチル
 「アセトアミド (別名クロラムフェニコール)
 二百四十九 三—(三・四—ジクロロフェニル)—一—ジメ
 チル尿素 (別名ジウロン)
 二百四十九の二 (RS) —三—(三・五—ジクロロフェニル)
 —五—メチル—五—ビニル—一・三—オキサゾリジン—二・四
 —ジオン (別名ビンクロゾリン)
 二百四十九の三 三—(三・四—ジクロロフェニル)—一—メト
 キシ—一—メチル尿素 (別名リニユロン)
 二百五十 二・四—ジクロロフェノキシエチル硫酸ナトリウム
 二百五十一 二・四—ジクロロフェノキシ酢酸
 二百五十一の二 (RS) —二—(二・四—ジクロロフェノキシ
)—プロピオン酸 (別名ジクロロプロップ)
 二百五十二 一・四—ジクロロ—二—ブテン
 二百五十三 ジクロロフルオロメタン (別名HCFC—一二)
 二百五十四 一・二—ジクロロプロパン
 二百五十五 二・二—ジクロロプロピオン酸
 二百五十六 一・三—ジクロロプロペン
 二百五十七 ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
 二百五十八 四酸化オスミウム

二百五十八の二 ジシアノメタン (別名マロノニトリル)
 二百五十九 ジシアン
 二百六十 ジシクロペンタジエニル鉄
 二百六十一 ジシクロペンタジエン
 二百六十二 二・六―ジ―ターシャリーブチル―四―クレゾール
 二百六十三 一・三―ジチオラン―二―イリデンマロン酸ジイソ
 プロピル (別名イソプロチオラン)
 二百六十四 ジチオリン酸O・O―エチル―O―(四―メチルチオフ
 エニル)―S―ノルマル―プロピル (別名スルプロホス)
 二百六十五 ジチオリン酸O・O―ジエチル―S―(二―エチル
 チオエチル) (別名ジスルホトン)
 二百六十六 ジチオリン酸O・O―ジエチル―S―エチルチオメ
 チル (別名ホレート)
 二百六十六の二 ジチオリン酸O・O―ジエチル―S―(ターシ
 ヤリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)
 二百六十七 ジチオリン酸O・O―ジメチル―S―(四―オキ
 ソ―一・二・三―ベンゾトリアジン―三(四H)―イル)メチ
 ル (別名アジンホスメチル)
 二百六十八 ジチオリン酸O・O―ジメチル―S―一・二―ビス
 (エトキシカルボニル)エチル (別名マラチオン)
 二百六十八の二 ジナトリウム||四―アミノ―三―[四―(二・
 四―ジアミノフェニルアゾ)―一・一―ビフェニル―四―イル
 アゾ]―一五―ヒドロキシ―六―フェニルアゾ]―二・七―ナフト
 レンジスルホナート (別名C Iダイレクトブラック三十八)
 二百六十九 ジナトリウム||四―(二・四―ジメチルフェニル
)アゾ]―一三―ヒドロキシ―二・七―ナフトレンジスルホナ
 ート (別名ボンソーMX)
 二百七十 ジナトリウム||八―[三・三―ジメチル―四―[「
 四―[「(四―メチルフェニル)スルホニル」オキシ]フェニ
 ル」アゾ]―一・一―ビフェニル]―四―イル」アゾ]―一七―
 ヒドロキシ]―一・三―ナフトレンジスルホナート (別名C Iア

シッドレツド百十四)

- 二百七十一 ジナトリウム H_2O 三—ヒドロキシ—四—「(二—四・
五—トリメチルフェニル)アゾ」—二—七—ナフタレンジスル
ホナート(別名ボンゾ—三R)
- 二百七十二 二—四—ジニトロトルエン
- 二百七十二の二 二—六—ジニトロトルエン
- 二百七十二の三 二—四—ジニトロフェノール
- 二百七十三 ジニトロベンゼン
- 二百七十三の二 二—四—ジニトロ—六—(二—メチルプロピル
)—フェノール
- 二百七十四 二—(ジ—ノルマル—ブチルアミノ)エタノール
- 二百七十五 ジ—ノルマル—プロピルケトン
- 二百七十五の二 ジビニルスルホン(別名ビニルスルホン)
- 二百七十六 ジビニルベンゼン
- 二百七十六の二 二—ジフェニルアセチル—一—三—インダンジ
オン
- 二百七十七 ジフェニルアミン
- 二百七十七の二 五—五—ジフェニル—二—四—イミダゾリジン
ジオン
- 二百七十八 ジフェニルエーテル
- 二百七十八の二 ジプロピル—四—メチルチオフェニルホスフェ
イト
- 二百七十九 一—二—ジプロモエタン(別名EDB)
- 二百八十 一—二—ジプロモ—三—クロロプロパン
- 二百八十一 ジプロモジフルオロメタン
- 二百八十一の二 ジベンゾ「a·j」アクリジン
- 二百八十一の三 ジベンゾ「a·h」アントラセン(別名一—二
—五—六—ジベンゾアントラセン)
- 二百八十二 ジベンゾイルペルオキシド
- 二百八十三 ジボラン
- 二百八十四 N·N—ジメチルアセトアミド

- 二百八十五 N・N—ジメチルアニリン
二百八十六 「四」—「四」(ジメチルアミノ)フェニル「四」
—「エチル(三)スルホベンジル)アミノ」フェニル「メチリ
デン」シクロヘキサ—二・五—ジエン—「イリデン」(エ
チル) (三)スルホナトベンジル)アンモニウムナトリウム塩
(別名ベンジルバイオレット四B)
二百八十六の二 (四)「四」(ジメチルアミノ)フェニル
(フェニル)メチリデン」シクロヘキサ—二・五—ジエン—
「イリデン」(ジメチル)アンモニウムクロリド(別名マラ
カイトグリーン塩酸塩)
二百八十七 ジメチルアミン
二百八十七の二 N・N—ジメチルエチルアミン
二百八十八 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト
(別名メチルジメトン)
二百八十九 ジメチルエトキシシラン
二百九十 ジメチルカルバモイルクロリド
二百九十の二 三・七—ジメチルキサントシン(別名テオブロミン
—)
二百九十一 ジメチル—二・二—ジクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
二百九十二 ジメチルジスルフィド
二百九十二の二 N・N—ジメチルチオカルバミン酸S—四—フ
エノキシブチル(別名フェノチオカルブ)
二百九十二の三 O・O—ジメチル—チオホスホリルクロリド
二百九十二の四 ジメチル—二・二・二—トリクロロ—「ヒド
ロキシエチルホスホナート(別名DEP)
二百九十三 N・N—ジメチルニトロソアミン
二百九十四 ジメチル—パラ—ニトロフェニルチオホスフェイト
(別名メチルパラチオン)
二百九十五 ジメチルヒドrazilin
二百九十六 一・一—ジメチル—四・四—ビピリジニウム塩

二百九十七	二―(四・六―ジメチル―二―ピリミジニルアミノカルボニルアミノスルフォニル)安息香酸メチル(別名スルホメチユロンメチル)
二百九十八	N・N―ジメチルホルムアミド
二百九十九	(一R・三R)―二・二―ジメチル―三―(二―メチル―プロペニル)シクロプロパンカルボン酸(五―フェニルメチル―三―フラニル)メチル
二百九十九の二	一・二―ジメトキシエタン
三百	一―(二・五―ジメトキシフェニル)アゾ―二―ナフトール(別名シトラスレッドナンバー二)
三百一	臭化エチル
三百二	臭化水素
三百三	臭化メチル
三百四	しゅう酸
三百四の二	十三酸化八ほう素二ナトリウム四水和物
三百五	臭素
三百六	臭素化ビフェニル
三百七	硝酸
三百八	硝酸アンモニウム
三百九	硝酸ノルマル―プロピル
三百十	硝酸リチウム
三百十一	しょう腦
三百十二	シラン
三百十三	ジルコニウム化合物
三百十四	人造鉱物繊維
三百十五	水銀及びその無機化合物
三百十六	水酸化カリウム
三百十七	水酸化カルシウム
三百十八	水酸化セシウム
三百十九	水酸化ナトリウム
三百二十	水酸化リチウム

三百二十一	水素化リチウム
三百二十二	すず及びその化合物
三百二十三	スチレン
三百二十四	削除
三百二十五	ステアリン酸ナトリウム
三百二十六	ステアリン酸鉛
三百二十七	ステアリン酸マグネシウム
三百二十八	ストリキニーネ
三百二十九	石油エーテル
三百三十	石油ナフサ
三百三十一	石油ベンジン
三百三十二	セスキ炭酸ナトリウム
三百三十二の二	L-セリル-L-バリル-L-セリル-L-グルタミル-L-イソロイシル-L-グルタミル-L-ロイシル-L-メチオニル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-ロイシルグリシル-L-リシル-L-ヒスチジル-L-ロイシル-L-アスパラギニル-L-セリル-L-メチオニル-L-グルタミル-L-アルギニル-L-バリル-L-グルタミル-L-トリプトフィル-L-ロイシル-L-アルギニル-L-リシル-L-リシル-L-ロイシル-L-グルタミル-L-アスパルチル-L-バリル-L-ヒスチジル-L-アスパラギニル-L-フェニルアラニン(別名テリパラチド)
三百三十三	セレン及びその化合物
三百三十三の二	ダイオキシシン類(別表第三第一号3に掲げる物に該当するものを除く。)
三百三十四	ニ-ターシャリーブチルイミノ-三-イソプロピル-五-フェニルテトラヒドロ-四H-一・三・五-チアジアシ-ン-四-オン(別名ブプロフェジン)
三百三十四の二	三-(四-ターシャリーブチルフェニル)-二-メチルプロパナル
三百三十五	タリウム及びその水溶性化合物

- 三百三十六 炭化けい素
- 三百三十七 タングステン及びその水溶性化合物
- 三百三十七の二 炭酸リチウム
- 三百三十八 タンタル及びその酸化物
- 三百三十八の二 二―(一・三―チアゾール―四―イル)―一H
―ベンゾイミダゾール
- 三百三十八の三 二―チオキソ―三・五―ジメチルテトラヒドロ
―二H―一・三・五―チアジジン(別名ダゾメット)
- 三百三十九 チオジ(パラ―フェニレン)―ジオキシ―ビス(チ
オホスホン酸) O・O・O・O―テトラメチル(別名テメホス
)
- 三百四十 チオ尿素
- 三百四十一 四・四―チオビス(六―ターシヤリ―ブチル―三―
メチルフェノール)
- 三百四十二 チオフェノール
- 三百四十三 チオりん酸 O・O―ジエチル―O―(二―イソプロ
ピル―六―メチル―四―ピリミジンル)(別名ダイアジノン)
- 三百四十四 チオりん酸 O・O―ジエチル―エチルチオエチル―
別名ジメトン)
- 三百四十五 チオりん酸 O・O―ジエチル―O―(六―オキソ―
一―フェニル―一・六―ジヒドロ―三―ピリダジンル)(別名
ピリダフェンチオン)
- 三百四十六 チオりん酸 O・O―ジエチル―O―(三・五・六―
トリクロロ―二―ピリジンル)(別名クロルピリホス)
- 三百四十六の二 チオりん酸 O・O―ジエチル―O―(二―ピラ
ジンル)(別名チオナジン)
- 三百四十七 チオりん酸 O・O―ジエチル―O―[四―(メチル
スルフィニル)フェニル](別名フェンスルホチオン)
- 三百四十八 チオりん酸 O・O―ジメチル―O―(二・四・五―
トリクロロフェニル)(別名ロンネル)
- 三百四十九 チオりん酸 O・O―ジメチル―O―(三―メチル―

四一ニトロフェニル	(別名フェニトロチオン)
三百五十	チオりん酸O・Oジメチル—O—(三—メチル—四—メチルチオフェニル) (別名フェンチオン)
三百五十一	デカボラン
三百五十一の二	デキストラン鉄
三百五十二	鉄水溶性塩
三百五十三	一・四・七・八—テトラアミノアントラキノン (別名ジスパースブルー—)
三百五十四	テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
三百五十五	テトラエチルピロホスフェイト (別名TEPP)
三百五十六	テトラエトキシシラン
三百五十七	一・一・二・二—テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
三百五十八	N—(一・一・二・二—テトラクロロエチルチオ)フォル
一・二・三・六—	テトラヒドロフタルイミド (別名キャプタフォル)
三百五十九	テトラクロロエチレン (別名パークロルエチレン)
三百六十	削除
三百六十一	テトラクロロジフルオロエタン (別名CF ₂ —)
二)	
三百六十二	テトラクロロナフタレン
三百六十三	一・二・三・四—テトラクロロベンゼン
三百六十四	テトラナトリウム ₂ 三・三— (三・三—ジメチル—四・四—ビフェニレン) ビス(アゾ)「五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート」 (別名トリパンブルー)
三百六十五	テトラナトリウム ₂ 三・三— (三・三—ジメチル—四・四—ビフェニレン) ビス(アゾ)「五—アミノ—四—ヒドロキシ—二・七—ナフタレンジスルホナート」 (別名CIダイレクトブルー十五)

三百六十六	テトラニトロメタン
三百六十七	テトラヒドロフラン
三百六十七の二	テトラヒドロメチル無水フタル酸
三百六十八	テトラフルオロエチレン
三百六十八の二	二・三・五・六―テトラフルオロ―四―メチルベンジル \parallel (Z)―三―(二―クロロ―三・三・三―トリフルオロ―プロペニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名テフルトリン)
三百六十九	一・一・二・二―テトラプロモエタン
三百七十	テトラプロモメタン
三百七十一	テトラメチルこはく酸ニトリル
三百七十二	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
三百七十二の二	テトラメチル尿素
三百七十三	テトラメトキシシラン
三百七十四	テトリル
三百七十五	テルフェニル
三百七十六	テルル及びその化合物
三百七十七	テレピン油
三百七十八	テレフタル酸
三百七十九	銅及びその化合物
三百八十	灯油
三百八十の二	(一S―トランス)―七―クロロ―二・四・六―トリメトキシ―六―メチルスピロ「ベンゾフラン―二(三H)・一―シクロヘキサ―二―エン」―三・四―ジオン(別名グリセオフルビン)
三百八十の三	トリウム \parallel ビス(エタンジオアート)
三百八十一	トリエタノールアミン
三百八十二	トリエチルアミン
三百八十二の二	トリエチレンチオホスホルアミド(別名チオテ

三百八十二の三 トリクロロアセトアルデヒド (別名クロラール)
 三百八十三 トリクロロエタン
 三百八十三の二 二・二・二—トリクロロ—一—エタンジオリル (別名抱水クロラール)
 三百八十四 トリクロロエチレン
 三百八十五 トリクロロ酢酸
 三百八十六 一・一・二—トリクロロ—一・二・二—トリフルオロエタン
 三百八十七 トリクロロナフタレン
 三百八十八 一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス (四—クロフェニル) エタン (別名DDT)
 三百八十九 一・一・一—トリクロロ—二・二—ビス (四—メトキシフェニル) エタン (別名メトキシクロル)
 三百八十九の二 トリクロロ (フェニル) シラン
 三百九十 二・四・五—トリクロロフェノキシ酢酸
 三百九十一 トリクロロフルオロメタン (別名CFC—一一)
 三百九十二 一・二・三—トリクロロプロパン
 三百九十三 一・二・四—トリクロロベンゼン
 三百九十四 トリクロロメチルスルフェニルクロリド
 三百九十五 N—(トリクロロメチルチオ)—一・二・三・六—テトラヒドロフタルイミド (別名キヤプタン)
 三百九十六 トリシクロヘキシルすず||ヒドロキシド
 三百九十七 一・三・五—トリス (二・三—エポキシプロピル)—一・三・五—トリアジン—二・四・六 (一H・三H・五H)—トリオン
 三百九十八 トリス (N・N—ジメチルジチオカルバメート) 鉄 (別名フアーバム)
 三百九十九 トリニトロトルエン
 三百九十九の二 トリニトロゾルシン鉛
 四百 トリフェニルアミン

四百の二 トリブチルアミン
 四百一 トリプロモメタン
 四百二 二トリメチルアセチル—・三—インダンジオン
 四百二の二 二・四・六—トリメチルアニリン (別名メシジン)
 四百三 トリメチルアミン
 四百三の二 一・三・七—トリメチルキサンチン (別名カフェイン)
 四百四 トリメチルベンゼン
 四百四の二 一・一—トリメチロールプロパントリアクリル酸エステル
 四百四の三 五—「(三・四・五—トリメトキシフェニル)メチル」ピリミジン—二・四—ジアミン
 四百五 トリレンジイソシアネート
 四百六 トルイジン
 四百七 トルエン
 四百七の二 ナトリウム—二—プロピルペンタノアール
 四百八 ナフタレン
 四百八の二 ナフタレン—一・四—ジオン
 四百九 一—ナフチルチオ尿素
 四百十 一—ナフチル—N—メチルカルバメート (別名カルバリル)
 四百十一 鉛及びその無機化合物
 四百十二 二亜硫酸ナトリウム
 四百十三 ニコチン
 四百十三の二 二酢酸ジオキシドウラン (VI) 及びその二水和物
 四百十四 二酸化硫黄
 四百十五 二酸化塩素
 四百十六 二酸化窒素
 四百十六の二 二硝酸ジオキシドウラン (VI) 六水和物
 四百十七 二硝酸プロピレン
 四百十八 ニッケル及びその化合物

四百十九	ニトリロ三酢酸
四百二十	五―ニトロアセナフテン
四百二十一	ニトロエタン
四百二十二	ニトログリコール
四百二十三	ニトログリセリン
四百二十三の二	六―ニトロクリセン
四百二十四	ニトロセルローズ
四百二十四の二	N―ニトロソフェニルヒドロキシルアミンアン モノウム塩
四百二十五	N―ニトロソモルホリン
四百二十六	ニトロトルエン
四百二十六の二	―ニトロピレン
四百二十六の三	―(四―ニトロフェニル)―三―(三―ピリ ジルメチル)ウレア
四百二十七	ニトロプロパン
四百二十八	ニトロベンゼン
四百二十九	ニトロメタン
四百二十九の二	二ナトリウムⅡエタン―一・二―ジイルジカル バモジチオアート
四百三十	乳酸ノルマル―ブチル
四百三十一	二硫化炭素
四百三十二	ノナン
四百三十三	ノルマル―ブチルアミン
四百三十四	ノルマル―ブチルエチルケトン
四百三十五	ノルマル―ブチル―二・三―エポキシプロピルエー テル
四百三十六	N―(二―(N―ノルマル―ブチルカルバモイル) ―H―二―ベンゾイミダゾリル)カルバミン酸メチル(別名 ベノミル)
四百三十六の二	発煙硫酸
四百三十七	白金及びその水溶性塩

四百三十八 ハフニウム及びその化合物
 四百三十九 パラーアニシジン
 四百三十九の二 パラーエトキシアセトアニリド (別名フェナセ
 チン)
 四百四十 パラークロロアニリン
 四百四十の二 パラークロロアルファ・アルファ・アルファ・
 トリフルオロトルエン
 四百四十の三 パラークロロトルエン
 四百四十一 パラージクロロベンゼン
 四百四十二 パラージメチルアミノアゾベンゼン
 四百四十二の二 パラーターシャリーブチル安息香酸
 四百四十三 パラーターシャリーブチルトルエン
 四百四十四 パラーニトロアニリン
 四百四十四の二 パラーニトロ安息香酸
 四百四十五 パラーニトロクロロベンゼン
 四百四十六 パラーフェニルアゾアニリン
 四百四十七 パラーベンゾキノン
 四百四十七の二 パラーメトキシニトロベンゼン
 四百四十八 パラーメトキシフェノール
 四百四十九 バリウム及びその水溶性化合物
 四百四十九の二 ニ・ニ・ニ・ビオキシラン
 四百五十 ピクリン酸
 四百五十一 ビス(ニ・三・エポキシプロピル)エーテル
 四百五十二 一・三・ビス(ニ・三・エポキシプロピル)オキ
 シベンゼン
 四百五十二の二 四―[四―[ビス(ニ・クロロエチル)アミノ
 「フェニル」]ブタン酸
 四百五十三 ビス(ニ・クロロエチル)エーテル
 四百五十四 ビス(ニ・クロロエチル)スルフィド (別名マスタ
 ードガス)
 四百五十四の二 N・N・ビス(ニ・クロロエチル)―ニ・ナフ

チルアミン
 四百五十四の三 N・Nービス(ニークロロエチル)ーNーニト
 ロソ尿素
 四百五十四の四 ビス(ニークロロエチル)メチルアミン(別名
 HN二)
 四百五十五 N・Nービス(ニークロロエチル)メチルアミンー
 Nーオキシド
 四百五十五の二 ビス(三・四ージクロロフェニル)ジアゼン
 四百五十六 ビス(ジチオリン酸)S・SーメチレンーO・O・
 O・Oーテトラエチル(別名エチオン)
 四百五十七 ビス(ニージメチルアミノエチル)エーテル
 四百五十七の二 ニーニービス(四ーハイドロキシー三・五ージ
 プロモフェニル)プロパン
 四百五十七の三 五・八ービス(ニー(ニーヒドロキシエチルア
 ミノ)エチルアミノ)ー一・四ーアントラキノンジオールニ
 塩酸塩
 四百五十七の四 三・三ービス(四ーヒドロキシフェニル)ー一
 ・三ージヒドロイソベンゾフランー一オン(別名フェノール
 フタレイン)
 四百五十七の五 S・Sービス(ニーメチルプロピル)ーOーエ
 チルホスホロジチオアート(別名カズサホス)
 四百五十八 砒素及びその化合物
 四百五十九 ヒドラジン及びその一水和物
 四百六十 ヒドラジンチオカルボヒドラジド
 四百六十の二 ニーヒドロキシアセトニトリル
 四百六十の三 三ーヒドロキシー一・三・五(十)ーエストラト
 リエンー十七ーオン(別名エストロン)
 四百六十の四 八ーヒドロキシキノリン(別名八ーキノリノール
 ー)
 四百六十の五 (五S・五aR・八aR・九R)ー九ー(四ーヒ
 ドロキシー三・五ージメトキシフェニル)ー八ーオキシー五・

五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ「三・四・六・七
 」ナフト「二・三―d」「一・三」ジオキソール―五―イルⅡ
 四・六―O―「(R)―エチリデン」―ベータ―D―グルコピ
 ラノシド(別名エトポシド)
 四百六十の六 (五S・五aR・八aR・九R)―九―(四―ヒ
 ドロキシ―三・五―ジメトキシフェニル)―八―オキソ―五・
 五a・六・八・八a・九―ヘキサヒドロフロ「三・四・六・七
 」ナフト「二・三―d」「一・三」ジオキソール―五―イルⅡ
 四・六―O―「(R)―チエニルメチリデン」―ベータ―
 D―グルコピラノシド(別名テニポシド)
 四百六十の七 N―(ヒドロキシメチル)アクリルアミド
 四百六十一 ヒドロキノ
 四百六十二 四―ビニル―シクロヘキセン
 四百六十三 四―ビニルシクロヘキセンジオキシド
 四百六十四 ビニルトルエン
 四百六十四の二 四―ビニルピリジン
 四百六十四の三 N―ビニル―ニ―ピロリドン
 四百六十五 ビフェニル
 四百六十六 ピペラジン二塩酸塩
 四百六十七 ピリジン
 四百六十八 ピレトラム
 四百六十八の二 フィゾスチグミン(別名エセリン)
 四百六十八の三 フェニルアセトニトリル(別名シアン化ベンジ
 ル)
 四百六十八の四 フェニルイソシアネート
 四百六十九 フェニルオキシラン
 四百六十九の二 二―(フェニルパラクロルフェニルアセチル)
 ー・三―インダンジオン
 四百七十 フェニルヒドラジン
 四百七十一 フェニルホスフィン
 四百七十二 フェニレンジアミン

四百七十三	フェノチアジン
四百七十四	フェノール
四百七十五	フェロバナジウム
四百七十六	一・三―ブタジエン
四百七十七	ブタノール
四百七十七の二	フタル酸ジイソブチル
四百七十八	フタル酸ジエチル
四百七十八の二	フタル酸ジシクロヘキシル
四百七十九	フタル酸ジノルマル―ブチル
四百七十九の二	フタル酸ジヘキシル
四百七十九の三	フタル酸ジペンチル
四百八十	フタル酸ジメチル
四百八十の二	フタル酸ノルマル―ブチル ベンジル
四百八十一	フタル酸ビス(二―エチルヘキシル) (別名DEH P)
四百八十二	ブタン
四百八十二の二	ブタン―一・四―ジイル ジメタンスルホナ― ト
四百八十二の三	二・三―ブタンジオン (別名ジアセチル)
四百八十三	一―ブタンチオール
四百八十三の二	ブチルイソシアネート
四百八十三の三	ブチルリチウム
四百八十四	弗化カルボニル
四百八十五	弗化ビニリデン
四百八十六	弗化ビニル
四百八十六の二	弗素エデン閃石
四百八十七	弗素及びその水溶性無機化合物
四百八十八	二―ブテナール
四百八十八の二	ブテン
四百八十八の三	五―フルオロウラシル
四百八十九	フルオロ酢酸ナトリウム

四百九十 フルフラール
 四百九十一 フルフリルアルコール
 四百九十二 一・三ープロパンスルトン
 四百九十二の二 プロパンニトリル(別名プロピオノニトリル)
 四百九十二の三 プロピオンアルデヒド
 四百九十三 プロピオン酸
 四百九十四 プロピルアルコール
 四百九十四の二 二ープロピル吉草酸
 四百九十五 プロピレンイミン
 四百九十六 プロピレングリコールモノメチルエーテル
 四百九十六の二 N・Nープロピレンビス(ジチオカルバミン酸
)と亜鉛の重合物(別名プロピネブ)
 四百九十七 二ープロピンーオール
 四百九十七の二 プロペン
 四百九十七の三 プロムアセトン
 四百九十八 プロモエチレン
 四百九十九 二ープロモー二ークロロー一・一ートリフルオ
 ロエタン(別名ハロタン)
 五百 プロモクロロメタン
 五百の二 プロモジクロロ酢酸
 五百一 プロモジクロロメタン
 五百二 五ープロモー三ーセカンダリーブチルー六ーメチルー一
 ・二・三・四ーテトラヒドロピリミジンー二・四ージオン(別
 名プロマシル)
 五百三 プロモトリフルオロメタン
 五百三の二 一ープロモプロパン
 五百四 二ープロモプロパン
 五百四の二 三ープロモー一ープロペン(別名臭化アリル)
 五百五 ヘキサクロロエタン
 五百六 一・二・三・四・十・十一ヘキサクロロ一六・七ーエポ
 キシー一・四・四a・五・六・七・八・八aーオクタヒドロ一

エキソ—一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン (別名
 デイルドリン)
 五百七 一・二・三・四・十・十一—ヘキサクロロ—六・七—エポ
 キシ—一・四・四 a・五・六・七・八・八 a—オクタヒドロ—
 エンド—一・四—エンド—五・八—ジメタノナフタレン (別名
 エンドリン)
 五百八 一・二・三・四・五・六—ヘキサクロロシクロヘキサン
 (別名リンデン)
 五百九 ヘキサクロロシクロペンタジエン
 五百十 ヘキサクロロナフタレン
 五百十一 一・四・五・六・七・七—ヘキサクロロビシクロ〔二
 ・二・一〕—五—ヘプテン—二・三—ジカルボン酸 (別名クロ
 レンド酸)
 五百十二 一・二・三・四・十・十一—ヘキサクロロ—一・四・四
 a・五・八・八 a—ヘキサヒドロ—エキソ—一・四—エンド—
 五・八—ジメタノナフタレン (別名アルドリン)
 五百十三 ヘキサクロロヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエ
 ピンオキサイド (別名ベンゾエピン)
 五百十四 ヘキサクロロベンゼン
 五百十五 ヘキサヒドロ—一・三・五—トリニトロ—一・三・五
 —トリアジン (別名シクロナイト)
 五百十六 ヘキサフルオロアセトン
 五百十六の二 ヘキサフルオロアルミン酸三ナトリウム
 五百十六の三 ヘキサフルオロプロペン
 五百十六の四 ヘキサプロモシクロドデカン
 五百十六の五 ヘキサメチルパラローズアニリンクロリド (別名
 クリスタルバイオレット)
 五百十七 ヘキサメチルホスホリツクトリアミド
 五百十八 ヘキサメチレンジアミン
 五百十九 ヘキサメチレン||ジイソシアネート
 五百二十 ヘキサン

五百二十一	一一ヘキセン
五百二十二	ペーターブチロラクトン
五百二十三	ペータープロピオラクトン
五百二十四	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・三―エポキシ―二・三・三a・四・七・七a―ヘキサヒドロ―
四・七―メタノ―一H―インデン	(別名ヘプタクロルエポキシド)
五百二十五	一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―三a・四・七・七a―テトラヒドロ―四・七―メタノ―一H―インデン
(別名ヘプタクロル)	
五百二十六	ヘプタン
五百二十七	ペルオキシ二硫酸アンモニウム
五百二十八	ペルオキシ二硫酸カリウム
五百二十九	ペルオキシ二硫酸ナトリウム
五百三十	ペルフルオロオクタン酸及びそのアンモニウム塩
五百三十の二	ペルフルオロ(オクタン―一―スルホン酸)
(別名PFOS)	
五百三十の三	ペルフルオロノナン酸
五百三十の四	ベンジルアルコール
五百三十一	ベンゼン
五百三十二	一・二・四―ベンゼントリカルボン酸一・二―無水物
五百三十三	ベンゾ「a」アントラセン
五百三十四	ベンゾ「a」ピレン
五百三十五	ベンゾフラン
五百三十六	ベンゾ「e」フルオラセン
五百三十六の二	ペンタカルボニル鉄
五百三十七	ペンタクロロナフタレン
五百三十八	ペンタクロロニトロベンゼン
五百三十九	ペンタクロロフェノール
(別名PCP)	及びそのナトリウム塩

五百四十	一ペンタナール
五百四十一	一・一・三・三・三ペンタフルオロ一ニ(トリフルオロメチル)一プロペン(別名P F I B)
五百四十二	ペンタボラン
五百四十三	ペンタン
五百四十三の二	ほう酸アンモニウム
五百四十四	ほう酸及びそのナトリウム塩
五百四十五	ホスゲン
五百四十五の二	ポリ「グアニジン・N・N-ジイルヘキサニ一・六-ジイルイミノ(イミノメチレン)」塩酸塩
五百四十六	(二-ホルミルヒドラジノ)一四-(五-ニトロ一ニ-フリル)チアゾール
五百四十七	ホルムアミド
五百四十八	ホルムアルデヒド
五百四十九	マゼンタ
五百五十	マンガン及びその無機化合物
五百五十一	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)
五百五十二	無水酢酸
五百五十三	無水フタル酸
五百五十四	無水マレイン酸
五百五十五	メタ-キシレンジアミン
五百五十六	メタクリル酸
五百五十六の二	メタクリル酸ニ-イソシアナトエチル
五百五十六の三	メタクリル酸ニ・三-エポキシプロピル
五百五十六の四	メタクリル酸クロリド
五百五十六の五	メタクリル酸ニ-(ジエチルアミノ)エチル
五百五十七	メタクリル酸メチル
五百五十八	メタクリロニトリル
五百五十九	メタ-ジシアノベンゼン

五百六十 メタノール
 五百六十の二 メタバナジン酸アンモニウム
 五百六十の三 メタンスルホニルクロリド
 五百六十の四 メタンスルホニルフルオリド
 五百六十一 メタンスルホン酸エチル
 五百六十二 メタンスルホン酸メチル
 五百六十三 メチラール
 五百六十四 メチルアセチレン
 五百六十五 N-メチルアニリン
 五百六十六 二・二-「四」(メチルアミノ)-三ニトロフ
 エニル」アミノ」ジエタノール(別名HCブルーナーパー)
 五百六十七 N-メチルアミノホスホン酸O-(四)ターシャリ
 ブチル-ニクロロフェニル)-O-メチル(別名クルホメ
 ート)
 五百六十八 メチルアミン
 五百六十八の二 メチルイソチオシアネート
 五百六十九 メチルイソブチルケトン
 五百六十九の二 メチルイソプロペニルケトン
 五百七十 メチルエチルケトン
 五百七十一 N-メチルカルバミン酸ニイソプロピルオキシフ
 エニル(別名プロキスル)
 五百七十二 N-メチルカルバミン酸二・三-ジヒドロ-二・二
 -ジメチル-七-ベンゾ「b」フラニル(別名カルボフラン)
 五百七十三 N-メチルカルバミン酸ニセカンダリ-ブチルフ
 エニル(別名フェノブカルブ)
 五百七十三の二 メチルニカルボノクロリダート
 五百七十三の三 メチルニクロロ-五-(四・六)ジメトキ
 シ-ニ-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-メ
 チルピラゾール-四-カルボキシラート(別名ハロスルフロ
 メチル)
 五百七十四 メチルシクロヘキサノール

五百七十五 メチルシクロヘキサノン
 五百七十六 メチルシクロヘキサン
 五百七十七 ニーメチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマ
 ンガン
 五百七十七の二 Nーメチルジチオカルバミン酸 (別名カーバム
 ー)

五百七十八 ニーメチルー四・六ージニトロフェノール
 五百七十九 ニーメチルー三・五ージニトロベンズアミド (別名
 ジニトルミド)

五百七十九の二 メチルーN・NージメチルーNー「(メチルカ
 ルバモイル) オキシ」ーーチオオキサマイミデート (別名オ
 キサミル)

五百八十 メチルーターシヤリーブチルエーテル (別名MTBE)

五百八十一 五ーメチルー一・二・四ートリアゾロ「三・四ーb
 ー」ベンゾチアゾール (別名トリシクラゾール)

五百八十二 ニーメチルー四ー(ニートリルアゾ) アニリン
 五百八十二の二 メチルナフタレン
 五百八十二の三 ニーメチルー五ーニトロアニリン
 五百八十三 ニーメチルーーニトロアントラキノン
 五百八十四 NーメチルーNーニトロソカルバミン酸エチル
 五百八十四の二 NーメチルーNーニトロソ尿素
 五百八十四の三 NーメチルーNーニトローNーニトロソグアニ
 ジン

五百八十五 メチルーノルマルーブチルケトン
 五百八十六 メチルーノルマルーペンチルケトン
 五百八十七 メチルヒドラジン
 五百八十八 メチルピニルケトン
 五百八十八の二 三ー(ーメチルーニーピロリジンル) ピリジ
 ン硫酸塩 (別名ニコチン硫酸塩)

五百八十八の三 Nーメチルーニーピロリドン

五百八十九 一―「(二―メチルフェニル)アゾ」―二―ナフト
 ール(別名オイルオレンジSS)
 五百八十九の二 三―メチル―(プロパン―二―イル)―
 H―ピラゾール―五―イル||ジメチルカルバマート
 五百九十 メチルプロピルケトン
 五百九十の二 メチル―(四―ブロム―二・五―ジクロルフエニ
 ル)―チオベンゼンホスホネイト
 五百九十一 五―メチル―二―ヘキサノン
 五百九十一の二 メチル||ベンゾイミダゾール―二―イルカルバ
 マート(別名カルベンダジム)
 五百九十二 四―メチル―二―ペンタノール
 五百九十三 二―メチル―二・四―ペンタンジオール
 五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド
 五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル
 五百九十四 N―メチルホルムアミド
 五百九十五 S―メチル―N―(メチルカルバモイルオキシ)チ
 オアセチミデート(別名メソミル)
 五百九十五の二 二―メチル―「四―(メチルチオ)フェニ
 ル」―二―モルホリノ―プロパノン
 五百九十五の三 七―メチル―三―メチレン―一・六―オクタジ
 エン
 五百九十六 メチルメルカプタン
 五百九十七 四・四―メチレンジアニリン
 五百九十八 メチレンビス(四・一―シクロヘキシレン)||ジイ
 ソシアネート
 五百九十八の二 四・四―メチレンビス(N・N―ジメチルアニ
 リン)
 五百九十八の三 メチレンビスチオシアネート
 五百九十九 メチレンビス(四・一―フェニレン)||ジイソシア
 ネット(別名MDI)
 五百九十九の二 四・四―メチレンビス(二―メチルシクロヘキ

サンアミン)
 五百九十九の三 メトキシ酢酸
 五百九十九の四 四―メトキシ―七H―フロ [三・二―g] [一
 〕ベンゾピラン―七―オン
 五百九十九の五 九―メトキシ―七H―フロ [三・二―g] [一
 〕ベンゾピラン―七―オン
 五百九十九の六 四―メトキシベンゼン―一・三―ジアミン硫酸
 塩
 六百 二―メトキシ―五―メチルアニリン
 六百一 一―(二―メトキシ―二―メチルエトキシ)―二―プロ
 パノール
 六百一の二 二―メトキシ―二―メチルブタン (別名ターシヤリ
 一―アミルメチルエーテル)
 六百二 メルカプト酢酸
 六百二の二 六―メルカプトプリン
 六百二の三 二―メルカプトベンゾチアゾール
 六百二の四 モノフルオール酢酸
 六百二の五 モノフルオール酢酸アミド
 六百二の六 モノフルオール酢酸パラブロムアニリド
 六百三 モリブデン及びその化合物
 六百四 モルホリン
 六百五 沃素及びその化合物
 六百六 ヨードホルム
 六百六の二 四ナトリウム||六・六―〔(一・一―ビフェニル
 一・一―ビフェニル)―四・四―ジイル〕ビス(ジアゼニル)
 〕ビス(四―アミノ―五―ヒドロキシナフタレン―一・三―ジ
 スルホナート)
 六百六の三 四ナトリウム||六・六―〔(一・一―ビフェニル
 一―四・四―ジイル)ビス(ジアゼニル)〕ビス(四―アミノ
 一―五―ヒドロキシナフタレン―二・七―ジスルホナート)
 六百六の四 ラクトニトリル (別名アセトアルデヒドシアンヒド

六百二十六の三 | りん酸トリトリル
六百二十七 | りん酸トリノルマルブチル
六百二十八 | りん酸トリフェニル
六百二十八の二 | りん酸トリメチル
六百二十九 | レソルシノール
六百三十 | 六塩化ブタジエン
六百三十一 | ロジウム及びその化合物
六百三十二 | ロジン
六百三十三 | ロテノン

○ 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）（抄）（附則第四条関係）【公布の日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百四十五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五百四十五の二 ポリ「グアニジン-N・N'-ジイルヘキサニール-1,6-ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百九十三号の次に次の二号を加える。</p> <p>五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド</p> <p>五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル</p> <p>（削る）</p> <p>別表第九第五百九十四号を次のように改める。</p> <p>五百九十四 N-メチルホルムアミド</p> <p>（略）</p>	<p>労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に次の一号を加える。</p> <p>五百四十五の二 ポリ「グアニジン-N・N'-ジイルヘキサニール-1,6-ジイルイミノ（イミノメチレン）」塩酸塩</p> <p>（略）</p> <p>別表第九第五百九十三号の次に次の三号を加える。</p> <p>五百九十三の二 メチルホスホン酸ジクロリド</p> <p>五百九十三の三 メチルホスホン酸ジメチル</p> <p>五百九十三の四 N-メチルホルムアミド</p> <p>（新設）</p> <p>（略）</p>

政令第二百六十五号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第二項及び
第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

別表第九第八十九号を次のように改める。

百八十九 削除

別表第九第三百二十号の二を削り、同表第三百二十四号を次のように改める。

三百二十四 削除

別表第九第三百六十号を次のように改める。

三百六十 削除

別表第九第五百四十五号の二を削り、同表第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 削除

第二条 労働安全衛生法施行令の一部を次のように改正する。

第十八条第一号中「白金」、^一「フェロバナジウム」及び^二「モリブデン」を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「（前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格 Z 七二五二（GHS）に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果、危険性又は有害性があるものと令和三年三月三十一日までに区分された物（次条第二号において「特定危険性有害性区分物質」という。）のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

第十八条の二第三号を同条第四号とし、同条第二号中「別表第九」を「前二号」に、「で、厚生労働省令で定めるもの」を「(前二号に掲げる物の含有量が厚生労働大臣の定める基準未満であるものを除く。）」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 特定危険性有害性区分物質のうち、次に掲げる物以外のもので厚生労働省令で定めるもの

イ 別表第三第一号1から7までに掲げる物

ロ 前号に掲げる物

ハ 危険性があるものと区分されていない物であつて、粉じんの吸入によりじん肺その他の呼吸器の健康障害を生ずる有害性のみがあるものと区分されたもの

別表第九を次のように改める。

別表第九 名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物(第十八条、第十八条の二関係)

- 一 アリル水銀化合物
- 二 アルキルアルミニウム化合物
- 三 アルキル水銀化合物
- 四 アルミニウム及びその水溶性塩
- 五 アンチモン及びその化合物
- 六 イットリウム及びその化合物
- 七 インジウム及びその化合物
- 八 ウラン及びその化合物
- 九 カドミウム及びその化合物
- 十 銀及びその水溶性化合物
- 十一 クロム及びその化合物
- 十二 コバルト及びその化合物
- 十三 ジルコニウム化合物

- 十四 水銀及びその無機化合物
- 十五 すず及びその化合物
- 十六 セレン及びその化合物
- 十七 タリウム及びその水溶性化合物
- 十八 タングステン及びその水溶性化合物
- 十九 タンタル及びその酸化物
- 二十 鉄水溶性塩
- 二十一 テルル及びその化合物
- 二十二 銅及びその化合物
- 二十三 鉛及びその無機化合物
- 二十四 ニッケル及びその化合物
- 二十五 白金及びその水溶性塩
- 二十六 ハフニウム及びその化合物

二十七 バリウム及びその水溶性化合物

二十八 砒素及びその化合物

二十九 弗素及びその水溶性無機化合物

三十 マンガン及びその無機化合物

三十一 モリブデン及びその化合物

三十二 沃素及びその化合物

三十三 ロジウム及びその化合物

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(名称等の表示等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の労働安全衛生法施行令（以下「新令」という。）第十八条第一号から

第三号までに掲げる物（第二条の規定による改正前の労働安全衛生法施行令（以下「旧令」という。）第十八条第一号及び第二号に掲げる物を除く。）のうち、有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定めるもの（次項において「高有害性区分物質」という。）であって、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和八年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法（以下「法」という。）第五十七条第一項の規定は、適用しない。

2 新令第十八条第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条第一号及び第二号に掲げる物並びに高有害性区分物質を除く。）については、令和八年三月三十一日までの間は、法第五十七条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する物であって、令和八年四月一日において現に存するものについては、令和九年三月三十一日までの間は、法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

（名称等の通知に関する経過措置）

第三条 新令第十八条の二第一号から第三号までに掲げる物（旧令第十八条の二第一号及び第二号に掲げる物並びに有害性が相対的に高いものとして厚生労働省令で定める物を除く。）については、令和八年三月

三十一日までの間は、法第五十七条の二の規定は、適用しない。

(労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正)

第四条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号の次に一号を加える改正規定中「別表第九中第五百四十五号の二を第五百四十五号の三とし、第五百四十五号」を「別表第九第五百四十五号」に改める。

別表第九第五百九十三号の次に三号を加える改正規定中「三号を」を「二号を」に改め、「五百九十三の四 N―メチルホルムアミド」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

別表第九第五百九十四号を次のように改める。

五百九十四 N―メチルホルムアミド

○厚生労働省令第百八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）の一部の施行に伴い、労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（労働安全衛生規則の一部改正）

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
(略)	(略)	(略)
イソプロピルエーテル	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
酸化亜鉛	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)

改正前

別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)

物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	第三十四条の二に規定する含有量(重量パーセント)
(略)	(略)	(略)
イソプロピルエーテル	(略)	(略)
三イソプロポキシ ニトリフルオロ メチルベンズアニリ ド(別名フルトラニ ル)	一パーセント未満	一パーセント未満
イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
酸化亜鉛	(略)	(略)
酸化アルミニウム	一パーセント未満	一パーセント未満

(削る)	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	(削る)	スチレン	(略)	水素化リチウム	(削る)	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)

四・五・六・七・テトラクロロ―一・三―ジヒドロベンゾ	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	(略)	ステアリン酸ナトリウム	ステアリン酸亜鉛	スチレン	(略)	水素化リチウム	水素化ビス(ニ―メトキシエトキシ)アルミニウムナトリウム	水酸化リチウム	(略)	酸化カルシウム
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)
一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)	一パーセント未満	(略)	(略)	(略)

(削る)	二―メチル―二・四 ―ペンタンジオール	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―二―フリ ル)チアゾール	(削る)	ホスゲン	(略)	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(略)	(略)	(略)	(削る)	(略)	(略)	(略)	(略)

二―メチル―N― 三―(―メチルエ トキシ)フェニル ベンズアミド(別名 メプロニル)	二―メチル―二・四 ―ペンタンジオール	(略)	(二―ホルミルヒド ラジノ)―四―(五 ―ニトロ―二―フリ ル)チアゾール	ポルトランドセメン ト	ホスゲン	(略)	(略)	テトラクロロジフル オロエタン(別名C FC―一―二)	c)フラン―二―オ ン(別名フサライド)
―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	(略)	
―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	―パーセント未満	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	S—メチル—N— メチルカルバモイル オキシ)チオアセチ ミデート(別名メソ ミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(略)	S—メチル—N— メチルカルバモイル オキシ)チオアセチ ミデート(別名メソ ミル)
(略)	(略)
(略)	(略)

(労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(令和四年厚生労働省令第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)別表第二中

ポルトラ

ンドセメント

(略)

を

(ニ―ホルミ
四―(五―ニ
)チアゾール

ルヒドラジノ―
トローニ―フリル

(略)

に、

(新設)

ニ―メチル―N
メチルエトキシ
ンズアミド(別
S―メチル―N
バモイルオキシ
デート(別名メ

全衛生規則別表第二中

一「三」(二)「)フェニル」ベ 名メプロニル)	(略)
一(メチルカル)チオアセチミ ソミル)	(略)

を

(新設)	S—メチル—N— バモイルオキシ)チ デート(別名メソミ
------	------------------------------------

に改め、同表改正後欄の労働安

メチルカル
 オアセチミ
 ル)

(略)

ポルトランドセメント

(略)

を

(二)ホルミルヒドラジノ—
 四—(五)ニトロ—ニ—フリル
)チアゾール

(略)

		未満
--	--	----

--

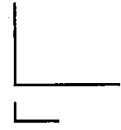
に改める。

を

に

Nーメチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント未満
SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	(略)	

Nーメチルホルムアミド	○・三パーセント未満	○・一パーセント
二ーメチルーNー「三ー(二ーメチルエトキシ)フェニル」ベンズアミド(別名メプロニル)	(略)	
SーメチルーNー(メチルカルバモイルオキシ)チオアセチミデート(別名メソミル)	(略)	



附 則

この省令は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十五号）第一条の規定の施行の日から施行する。